

交通政策審議会令の一部を改正する政令案新旧対照表

○交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案		現 行	
2 5 6	(略)	名称	交通体系分科会	名称	交通体系分科会
		所掌事務	<p>一 交通体系の整備その他の交通政策であつて総合的かつ基本的なものについて調査審議すること。</p> <p>二 交通政策基本法（平成二十五年法律第 号）の規定により、並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律第五十七条第三項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項並びに陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>	所掌事務	<p>一 交通体系の整備その他の交通政策であつて総合的かつ基本的なものについて調査審議すること。</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第五十七条第三項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項並びに陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
		<p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
2 5 6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)